

枚方市社会福祉協議会
非常勤役員等の報酬及び費用弁償費に関する規程

〔平成 29 年 6 月 13 日規程第 5 号〕

(目的)

第 1 条 この規程は、枚方市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の非常勤役員(理事・監事)及び評議員、委員会委員等に支給する報酬及び費用弁償費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(非常勤役員等の報酬)

第 2 条 本会の非常勤役員が理事会、評議員会等(部会、三役会、社協だより編集会議含む)に出席した場合、また決裁処理等で事務局等に赴いたときは、次のとおり報酬を支給する。

ただし、決議の省略による同意書に意思表示をした場合、Web 会議等の場合は、下記の金額から交通費相当分の 1,500 円を差し引いた金額を報酬として支給する。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 会 長 | 日額 5,000 円 |
| (2) 副 会 長 | 日額 4,000 円 |
| (2) 理 事 | 日額 3,000 円 |
| (3) 監 事 | 日額 3,000 円 (ただし、事業報告及び決算に係る監査については、
日額 9,500 円とする) |

2 非常勤役員全体の報酬は年間総額 2,500,000 円を超えないものとする。

3 理事会、評議員会等(部会、三役会、社協だより編集会議含む)が、同日開催の場合は会議毎の支給はしない。

(評議員等の報酬)

第 3 条 評議員が評議員会に出席した場合、日額 3,000 円の報酬を支給する。ただし、決議の省略による同意書に意思表示をした場合、Web 会議等の場合は、交通費相当分の 1,500 円を差し引いた金額を報酬として支給する。

(委員会等の委員の報酬および費用弁償)

第 4 条 本会が設置する委員会・会議に委員等が出席した場合、報酬または費用弁償費を支給する。ただし、Web 会議等の場合は、交通費相当分の 1,500 円を差し引いた金額を支給する。

- (1) 本会の経営の根幹に係る計画策定や専門的見知からの評価・審査等を行う下記の委員会・会議の委員等にあつては、日額 9,500 円の報酬を支給する。

- ①経営戦略プログラム策定委員会
- ②地域福祉活動計画策定委員会
- ③経営戦略プログラム評価委員会議
- ④ふくしのまちづくり円卓会議
- ⑤法人後見等事業審査委員会
- ⑥福祉サービス利用援助事業監査委員会
- ⑦公募事業助成基金助成選考委員会
- ⑧その他、必要に応じて設置する委員会等

(2) 本会の事業の運営や関係機関の調整にかかる検討を行う下記の委員会・会議の委員等にあっては、日額1,500円の費用弁償を支給する。

- ①枚方市ボランティアセンター運営委員会
- ②枚方市立総合福祉会館運営委員会
- ③その他、必要に応じて設置する委員会等

(非常勤役員の旅費等)

第5条 非常勤役員がその職務のため府外へ出張した場合、本会旅費規程によりその費用を弁償する。

(報酬等の支給時期)

第6条 理事会や評議員会等の会議開催時は、当日支給とする。

2 会議以外の職務については、1月分をまとめて次月10日までに支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬や費用弁償等は、現金(通貨)をもって本人に支給する。ただし、前条第2項については、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込により支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(市又は他の公共団体等より給与等の支給を受ける者の取り扱い)

第8条 本規程の定めにより報酬又は費用弁償を受ける非常勤役員等のうち、市又は他の公共団体等より給与等を受ける者には、報酬又は費用弁償を支給しない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別途定める。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規程第12号）

この規程は、令和元年9月25日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日規程第12号）

この規程は、令和2年12月28日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日規程第2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項については令和3年2月1日より適用する。